

募集要項の概要

施設名	「堺市立美原総合スポーツセンター」			
項目				
I 施設設置目的・II 事業内容に関する事項				
① 対象施設の名称・場所 P.1	堺市立美原総合スポーツセンター：美原区小平尾1141-1			
② 指定管理者が行う業務 P.2	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込の受付等に関する業務 ・堺市スポーツ施設情報システムに関する業務 ・利用料金の収受に関する業務 ・プログラムレッスンの実施 ・トレーニング機器の調達、管理に関する業務 ・駐車場管理業務 ・人員の配置等に関する業務 ・施設利用案内等に関する業務 ・苦情、要望対応に関する業務 ・その他使用料等の徴収に関する業務 ・施設等の維持管理に関する業務 ・その他の業務 			
③ 管理の基本的事項 P.2	<ul style="list-style-type: none"> ・センター条例に基づく管理・個人情報保護の徹底、情報公開 ・公正、公平な管理 ・政治的行為等の禁止 ・利用者の人権を尊重したサービスの提供 ・法令遵守 ・効果的・効率的な管理運営による経費の縮減 ・利用者等の意見・ニーズを反映した、サービスの向上 ・施設設備の適正な維持管理 ・住民、自治組織、事業者等と良好な関係の維持 ・植栽等の適正な持続、育成管理 			
④ 指定期間（予定） P.3	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）。この期間は、市議会の議決を経て決定する。			
⑤ 自主事業 P.3	施設の利用促進、サービス向上のため企画提案し、自己の責任と費用で実施する。			
⑥ 管理経費等 P.5	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度（4月1日～3月31日） ・管理運営業務に要する経費 ・指定管理料に含まれる経費（人件費・管理費）※修繕費については、精算する。 ・指定管理料の支払い時期 ・指定管理者の収入（指定管理料・利用料金・自主事業収入） ・自主事業の実施に係る経費 ・自主事業収益の還元の取扱 ・経理事務 			
⑦ 利用料金等 P.7	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金制の採用 ・減免基準及び減免による減収分の補填なし 			
⑧ 管理の基準 P.8	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等の遵守 ・開館（場）時間及び休館（場）日についての指定管理者からの提案、市長の承認・使用許可 ・守秘義務 ・個人情報の保護 ・情報公開 ・文書管理 ・障害を理由とする差別の解消の推進 ・本市の施策との整合：障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組、暴力団排除 ・市政への協力：節電、災害対策、禁煙など市の施策への積極的な協力 			
⑨ 行政財産の使用等 P.11	行政財産の貸付け・目的外使用の取り扱い等			
⑩ 事業計画書 P.11	管理運営方針・配置、研修計画・個人情報の保護方針・利用促進計画・モニタリング計画・管理施設等の維持管理方針・緊急時対策・収支計画等			
⑪ リスク分担 P.12	「堺市立美原総合スポーツセンター指定管理者募集要項（資料編）」資料2「リスク分担表」のとおり。指定管理者の指定後に協議を実施			
⑫ 保険加入 P.12	市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険への加入			
⑬ 第三者委託 P.13	管理業務の第三者委託の不可。ただし、資料3記載の業務について、あらかじめ市の承認を得た場合は委託可。			
⑭ 本市の指示等 P.13	<p>(1) 管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、必要な指示ができる。</p> <p>(2) (1)の指示に従わないときは、指定を取り消し、業務の停止を命ずることができる。</p>			
⑮ モニタリング等 P.13	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート等による意見聴取の結果を集計し市に報告。 ・報告に基づく、指定管理者への必要な指示・評価の実施 ・第三者によるモニタリングの実施（指定管理者の指定後、別途通知） 			
⑯ 管理業務の報告 P.14	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度終了後の事業報告書の提出・公開 ・月例報告書の提出 ・緊急事態等の報告 			
⑰ 継続困難になった場合の措置 P.15	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の帰責事由により継続困難となった場合は、指定取り消し等の措置をとり、損害は本市に賠償する。 ・不可抗力等により継続困難となった場合は、協議し、協定の解除及び指定の取消しができる。 			
⑱ 引継ぎ等 P.15	<ul style="list-style-type: none"> ・指定後の市及び現指定管理者との引継ぎ ・従業員の研修及び帳票類の印刷等の準備等 ・指定期間満了又は指定の取消しによる、次期指定管理者への引継ぎ ・引継ぎ時の施設設備の原状回復 			
⑲ 管理業務に関する評価 P.16	モニタリング結果をもとに、年度終了後に指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を実施。第三者の外部有識者の意見聴取、管理業務への反映。必要に応じた是正措置、指定管理料の減額などのペナルティ。評価結果は市ホームページに公表。			
III 募集に関する事項				
① 公募選定のスケジュール P.16	募集要項の公表（市HP）	平成30年7月10日(火)～9月10日(月)	書類審査	平成30年10月上旬（予定）
	施設の現地説明会	平成30年8月8日(水)	面接審査	平成30年10月中旬（予定）
	質問書の受付	平成30年8月17日(金)～8月24日(金)	選定結果の通知	平成30年11月上旬（予定）
	質問書の回答（市HP）	平成30年8月31日(金)予定	市議会による指定管理者の議決	平成30年12月（予定）
	応募書類の受付	平成30年9月6日(木)～9月10日(月)	※応募団体が2団体以下の場合は、書類審査及び面接審査を同一日程で行うこともあります。	
② 応募資格等 P.16	スポーツ振興に関する事業の実績を有し、かつ管理運営業務を円滑に遂行することができる能力を有する法人その他の団体又はグループ			
②(3) 障害者雇用等 P.16	応募団体が募集要項記載の項目に該当する場合は、審査において、項目ごとに2点ずつ付与（上限6点）			
IV 提出書類に関する事項 P.20		「堺市立美原総合スポーツセンター指定管理者募集要項（様式編）」参照		
V 選定及び指定に関する事項				
① 選定審査方法 P.24	資料2-1（選定審査方法）、資料2-2（面接審査）、資料3-4（選定基準（審査表））参照			
② 選定結果通知等 P.24	選定結果については、11月上旬を目途に文書で通知し、市HPで公表。			
③ 指定管理者指定等 P.24	候補者の決定後、市議会（12月予定）で指定議案の議決を経て指定。			
④ 協定に関する事項 P.24	指定後、指定期間内における基本的事項について定める「基本協定」、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」を締結			
VI その他 ①注意事項 ②添付資料 P.25				